

消防長交際費の対応基準

平成25年1月1日
令和4年8月22日改正

1 趣旨

この基準は、消防長（消防長を代理する者を含む。）が、消防行政等の円滑な運営を図るため、市又は消防本部を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出について、必要な事項を定める。

2 支出範囲等

交際費は、交際上必要と認められる相手方（社会通念上妥当と認められる者に限る。）に対し、社会通念上の儀礼の範囲の額を支出するものとし、その支出区分等は次の表のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出金額
会費	会費等により開催される行事等への参加に係る経費（会食を伴うものに限る）	5千円を上限とする。 ただし、会費が明確な場合は実費とする。
見舞い	病気等に対する見舞いに係る経費	1万円を上限とする
弔慰	消防関係者等及びその親族の葬儀等に対する香典等に係る経費	葬儀等に参列する場合、香典は5千円を上限とする。 弔電は、千円程度とする。
記念品等	手土産、各種行事における記念品等に係る経費	記念品、賞品代金は5千円を上限とする。 手土産は実費とする。
その他	消防長が特に必要と認めた場合	その都度協議する。